第三十五条第一項中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報利用事業者」を、「匿名加工医療情報取扱事業者」の下に「、連結可能匿名加工医療情報利用者（国の他の行政機関を除く。第六十一条第七項において同じ。）」を加え、同条を第五十九条とする。

第五章を第七章とする。

第三十四条第一号中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条第二号中「第三十一条第一項」を「第五十三条第一項」に改め、第四章中同条を第五十六条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節　認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

（医療情報取扱事業者による医療情報の提供）

第五十七条　医療情報取扱事業者は、認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、主務省令で定めるところにより本人又はその遺族からの求めがあるときは、当該本人が識別される医療情報の認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定仮名加工医療情報作成事業者に提供することができる。

一　当該医療情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定仮名加工医療情報利用事業者による医療分野の研究開発に利用される仮名加工医療情報の作成の用に供するものとして、認定仮名加工医療情報作成事業者に提供すること。

三　認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の項目

四　認定仮名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報の取得の方法

五　認定仮名加工医療情報作成事業者への提供の方法

六　本人又はその遺族からの求めに応じて当該本人が識別される医療情報の認定仮名加工医療情報作成事業者への提供を停止すること。

七　本人又はその遺族からの求めを受け付ける方法

八　その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして主務省令で定める事項

2　医療情報取扱事業者は、前項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による医療情報の提供をやめたときは遅滞なく、同項第三号から第五号まで、第七号又は第八号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、主務省令で定めるところにより、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出なければならない。

3　主務大臣は、第一項の規定による届出があったときは、主務省令で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

（準用）

第五十八条　第五十三条から第五十六条までの規定は、医療情報取扱事業者による認定仮名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供について準用する。この場合において、第五十三条第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第五十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十六条第一号中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と読み替えるものとする。

第三十三条第一項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十二条第一項中「第三十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十四条とし、第三十一条を第五十三条とする。

第三十条第一項中「この項」の下に「及び第五十七条第一項」を加え、同項第一号中「第三十三条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号及び第五十七条第一項第一号」に改め、同条を第五十二条とし、第四章中同条の前に次の節名を付する。

第一節　認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報の提供

第四章の章名中「認定匿名加工医療情報作成事業者」の下に「又は認定仮名加工医療情報作成事業者」を加え、同章を第六章とする。

第二十九条中「第八条第二項（」を「第九条第二項（」に、「の規定は前条の認定について、第九条から第十四条まで、第十七条、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十二条まで、第二十四条の二、第二十六条並びに第二十七条の規定は」を「、第十条から第十七条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条並びに第二十九条の規定は、第四十五条の認定」に、「について、第十五条及び第十六条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ」を「及び認定医療情報等取扱受託事業について」に改め、同条の表を次のように改める。

第九条第二項	次項各号
第九条第二項第四号	医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）
第九条第三項第一号八	匿名加工医療情報作成事業
第九条第三項第三号及び第四号、第十一条第九項、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第一項及び第二項、第十六条並びに第二十二条から第二十五条まで、第二十六条、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項	匿名加工医療情報等
第十条第一項	同条第二項第二号から第五号まで
第十条第五項	第一号
第十一条第七項	第九条第三項から第五項まで
第十六条第一項第二号	第九条第三項各号
第十六条第一項第四号	第二十八条第一項
第十六条第一項第五号	第六十一条第一項
第十七条第一項第二号	同条第一項

次項第一号、第三号及び第四号	医療情報等（第四十五条に規定する医療情報等をいう。以下同じ。）
当該事業	医療情報等
前条第二項第四号又は第五号	第一号及び第二号
第九条第三項（第二号を除く。）、第四項及び第五項	第九条第三項第一号、第三号又は第四号
第四十九条第一項の規定に違反して仮名加工医療情報を提供し、又は第五十条第一項	第六十一条第四項
同条第四項	